

新潟市口腔保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 25 号

新潟市口腔保健福祉センター条例の一部を改正する条例

新潟市口腔保健福祉センター条例（平成 20 年新潟市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「1, 000 円」を「2, 200 円」に、「3, 000 円」を「4, 400 円」に、「5, 000 円」を「7, 700 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に交付を申請する診断書及び証明書の手数料について適用し、同日前に交付を申請する診断書及び証明書の手数料については、なお従前の例による。